

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
日管株式会社(静岡県浜松市中区池町220-4)[1000010642]
2. 資格登録停止措置の期間
①令和6年6月13日 ~ 令和6年9月12日(3ヶ月)
②令和6年6月13日 ~ 令和6年10月12日(4ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
①地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
②地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の元取締役が、令和2年5~6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。
その後、元取締役は、令和2年6~8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。
また、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の元取締役が、公契約関係競売入札妨害を行ったとの報道がなされており、公訴時効(3年)が成立しているが、公契約関係競売入札妨害を行った事実が明確なことから、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)